

# 酒々井町無電柱化推進計画

令和2年8月

酒々井町

## 目 次

1. 無電柱化推進計画の目的と位置づけ	1
(1) 無電柱化の目的	1
(2) 計画の目的	2
(3) 計画の位置づけ	2
2. 無電柱化の方法	3
(1) 地中化による無電柱化	3
(2) 地中化以外による無電柱化	4
3. 無電柱化の現状と課題	5
(1) 無電柱化に関する国の動向	5
(2) 無電柱化に関する千葉県の動向	6
(3) 酒々井町における無電柱化の現状	7
(4) 無電柱化の課題	9
4. 無電柱化の推進に関する基本的な方針	11
(1) 基本方針	11
(2) 整備方針	13
5. 計画の期間	14
6. 無電柱化の推進に関する目標	15
(1) 無電柱化計画路線	15
(2) 無電柱の推進に関する目標	16
7. 無電柱化の推進に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策	17
(1) コスト縮減・工期短縮等への取り組み	17
(2) 占用制度の適切な運用	18
(3) 関係機関の連携の強化	19
8. 無電柱化に関する施策を総合的、計画的かつ迅速に推進するために必要な事項	20
(1) 広報・啓発活動	20
(2) 無電柱化情報の共有	20
9. 参考資料	21
(1) 無電柱化の推進に関する法律	21
(2) 無電柱化推進計画（国土交通省）	26
(3) 千葉県無電柱化推進計画	37

## 1. 無電柱化推進計画の目的と位置づけ

### (1) 無電柱化の目的

道路上の電柱や張り巡らされた電線は、街並みの景観を損なうだけでなく、狭い歩道における電柱は歩行者や車椅子の通行の妨げとなっています。また、近年頻発している地震や大型台風などの災害時には、電柱が倒れ、緊急車両等の通行の支障や沿道建物への損傷を与えることがあります。

無電柱化は、電線類を地中に埋設するなどの手法により、地上から電柱や電線をなくすことで、災害の防止、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観の形成等を図ることを目的としています。

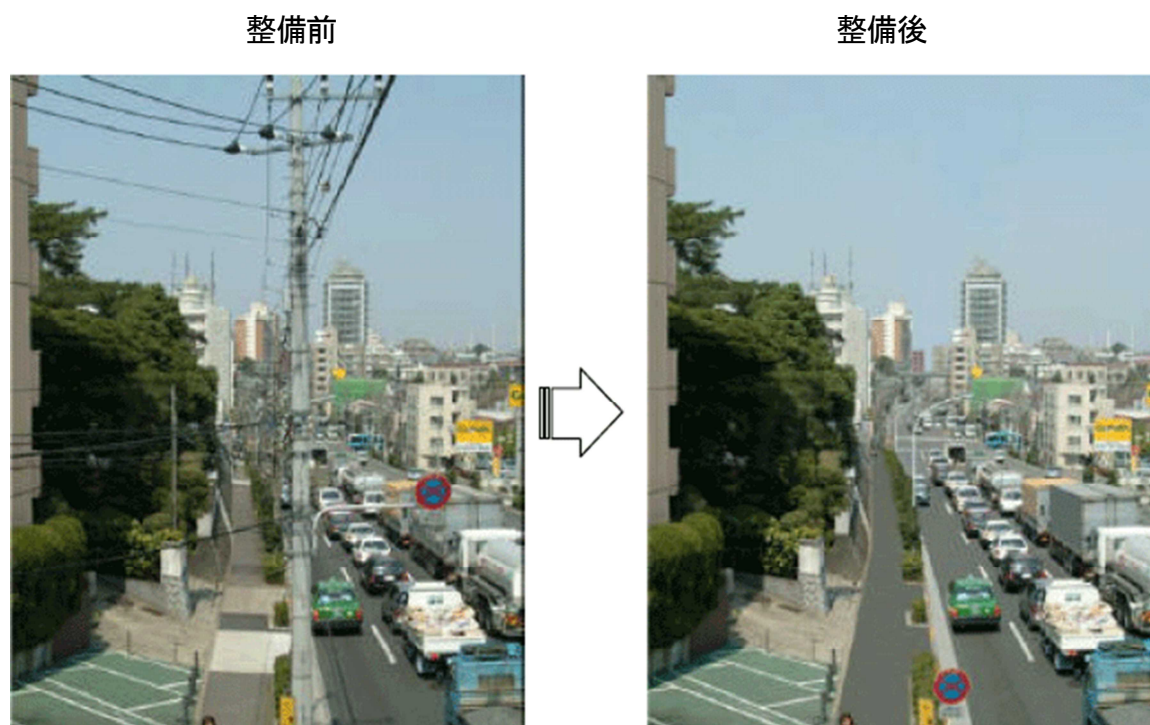


図 1-1 無電柱化のイメージ

出典：国土交通省ホームページ

(<https://www.mlit.go.jp/road/ir/ir-perform/9.html>)

## (2) 計画の目的

無電柱化の推進に関する施策を総合的、計画的かつ迅速に推進することを目的として「無電柱化の推進に関する法律（以下「無電柱化法」という。）」が平成28年12月に施行されました。無電柱化法では、国に無電柱化の推進に関する計画（以下「無電柱化推進計画」という。）を定めなければならないとし、都道府県及び市町村においても無電柱化推進計画の策定に努めるよう規定しています。

このような背景を踏まえ、酒々井町では、防災性の向上や安全で快適な歩行空間の形成、及び魅力ある景観づくりを目的として、無電柱化の基本的な方針、目標、推進にあたり講ずべき施策等を定め、無電柱化を推進するため『酒々井町無電柱化推進計画（以下「本計画」という。）』を策定するものです。

## (3) 計画の位置づけ

平成30年4月に国の、令和2年3月に千葉県の「無電柱化推進計画」が、それぞれ策定されたことから、無電柱化法第8条第2項に基づき、町内の無電柱化を総合的・計画的に推進するため本計画を策定します。

本計画は、国及び千葉県の「無電柱化推進計画」を基本とし、町で定めるまちづくりや都市計画に関する上位計画及び関連計画を踏まえ、今後の町内における無電柱化の基本的な方針、目標や施策等を定めるものです。

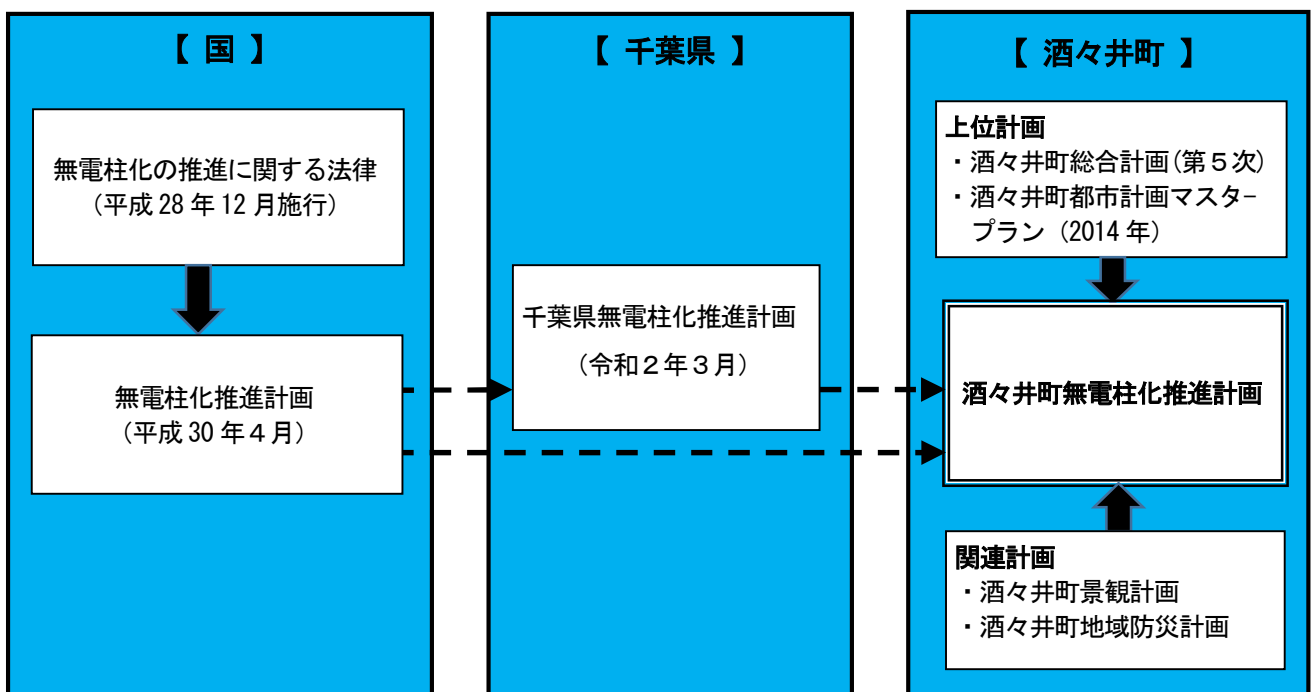


図1-2 無電柱化推進計画の位置づけ

## 2. 無電柱化の方法

無電柱化の整備は、地中化によるものと、地中化以外によるものの2つの方式に大きく分けられます。

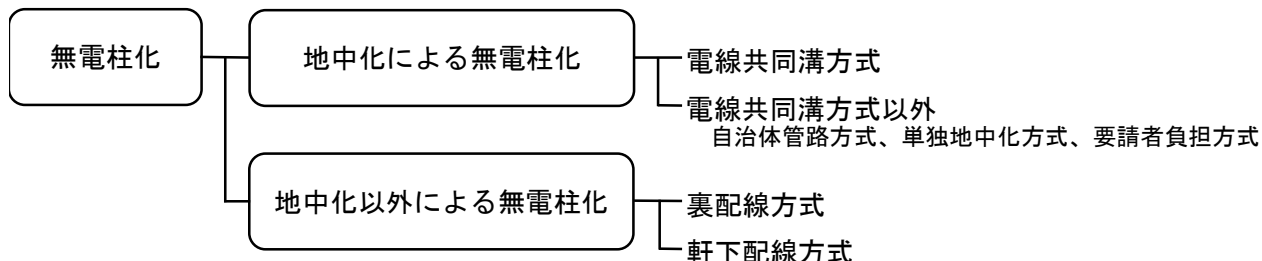


図 2-1 無電柱化の方法

出典：国土交通省ホームページ

[https://www.mlit.go.jp/road/road/traffic/chicyuka/chi\\_14.html](https://www.mlit.go.jp/road/road/traffic/chicyuka/chi_14.html)

### (1) 地中化による無電柱化

地中化による無電柱化は、一般的に幅 2.5m 以上の歩道がある路線を対象とした整備方式で、道路の地下に電力線等をまとめて埋設し、各戸へ地下から電気や通信情報を供給する整備方式です。

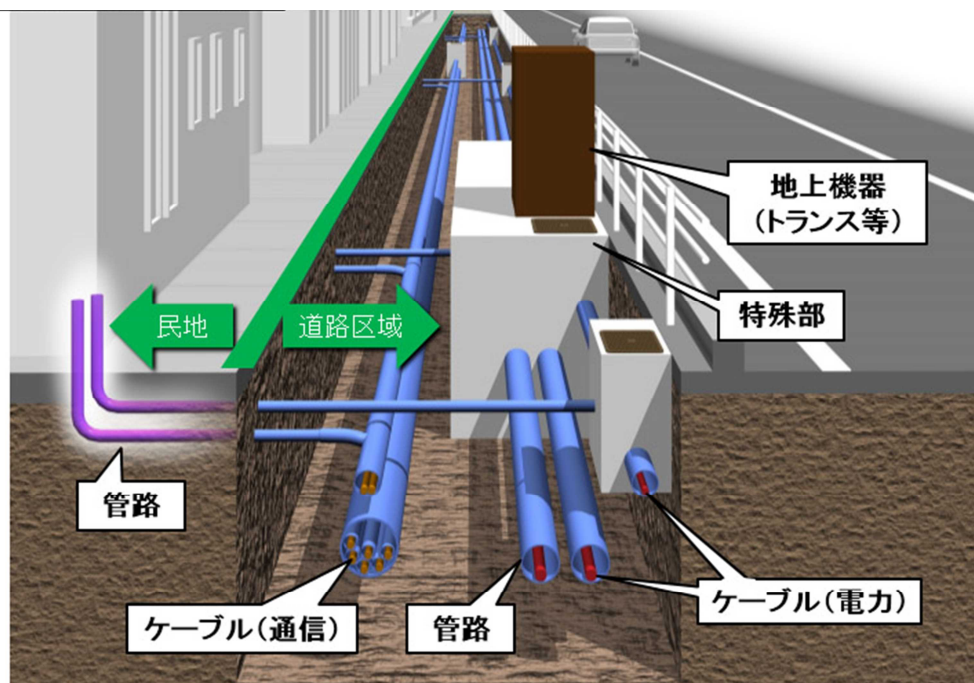


図 2-2 地中化による無電柱化の例（電線共同溝方式）

出典：国土交通省ホームページ

[http://www.mlit.go.jp/road/road/traffic/chicyuka/chi\\_14.html](http://www.mlit.go.jp/road/road/traffic/chicyuka/chi_14.html)

## (2) 地中化以外による無電柱化

裏配線方式は、無電柱化路線の裏通りから、各家屋へ電気や通信情報を供給する整備方式です。歴史的な街並みの保全等で、表通りの景観改善が求められる地域において採用されています。

軒下配線方式は、無電柱化路線沿いの建物の軒下や軒先に配線する整備方式です。建物の壁面ラインが一致している路線などで採用が可能となります。

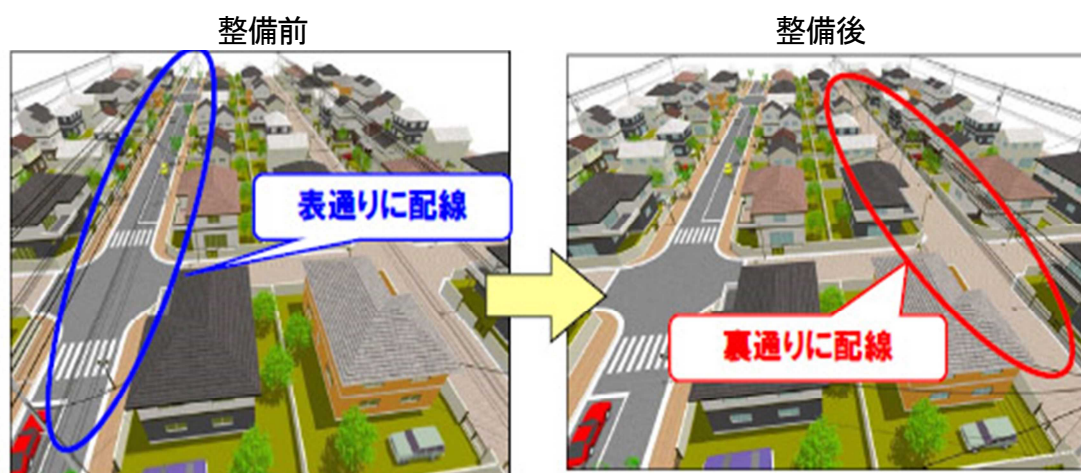


図 2-3 裏配線方式

出典：国土交通省ホームページ

([http://www.mlit.go.jp/road/road/traffic/chicyuka/chi\\_14.html](http://www.mlit.go.jp/road/road/traffic/chicyuka/chi_14.html))

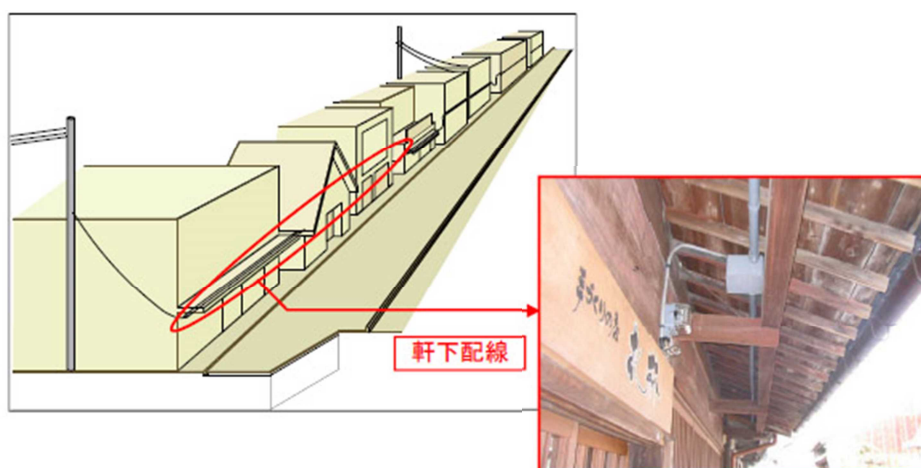


図 2-4 軒下配線方式

出典：国土交通省ホームページ

([http://www.mlit.go.jp/road/road/traffic/chicyuka/chi\\_14.html](http://www.mlit.go.jp/road/road/traffic/chicyuka/chi_14.html))

### 3. 無電柱化の現状と課題

#### (1) 無電柱化に関する国の動向

国では、無電柱化法第7条に基づき、平成30年4月に「無電柱化推進計画」を策定しています。概要は以下のとおりです。

表3-1 国の無電柱化推進計画の概要

項目	主な内容
第1 無電柱化の推進に関する基本的な方針	1) 適切な役割分担による無電柱化の推進 2) 国民の理解・関心の増進、地域住民の意向の反映 3) 無電柱化の対象道路 ①防災 ②安全・円滑な交通確保 ③景観形成・観光振興 ④オリンピック・パラリンピック関連 4) 無電柱化の手法 ①地中化方式 ②地中化以外の方式
第2 無電柱化推進計画の期間	3年間 平成30年度(2018年度)から平成32年度(2020年度)
第3 無電柱化の推進に関する目標	①防災 [無電柱化率] ・都市部(DID)内の第1次緊急輸送道路: 34%→42% ②安全・円滑な交通確保 ・バリアフリー化の必要な特定道路: 15%→51% ③景観形成・観光振興 ・世界文化遺産周辺の地区を代表する道路: 37%→79% ・重要伝統的建造物群保存地区を代表する道路: 26%→74% ・景観法に基づく景観地区等を代表する道路: 56%→70% ④オリンピック・パラリンピック関連 ・センター・コア・エリア内の幹線道路: 92%→完了 以上の目標を達成するために約1,400kmの無電柱化
第4 無電柱化の推進に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策	1. 多様な整備手法の活用、コスト削減の促進 1) 多様な整備手法の活用 2) 低コスト手法の普及拡大 3) 機器のコンパクト化・低コスト化等技術開発の促進 4) 技術情報の共有 2. 財政的措置 1) 税制措置 2) 占用料の減額 3) 予算措置 3. 占用制度の的確な運用 1) 占用制限制度の適用 2) 無電柱化法第12条による新設電柱の抑制等 3) 外部不経済を反映した占用料の見直し 4. 関係者間の連携の強化 1) 推進体制 2) 工事・設備の連携 3) 民地の活用 4) 他事業との連携
第5 施策を総合的、計画的かつ迅速に推進するために必要な事項	1. 広報・啓発活動 2. 地方公共団体への技術的支援

## (2) 無柱化に関する千葉県への動向

千葉県では、無電柱化法第8条に基づき、令和2年3月に「無電柱化推進計画」を策定しています。概要は以下のとおりです。

表 3-2 千葉県の無電柱化推進計画の概要

項目	主な内容
第1 無電柱化の推進に関する基本的な方針	<ol style="list-style-type: none"> <li>【防災】人々が安心して住める災害に強い道路の整備</li> <li>【安全・円滑な交通確保】高齢者や車椅子にやさしい安全で快適な通行空間の確保</li> <li>【景観形成・観光振興】景観に配慮した良好な沿道環境の形成</li> </ol>
第2 計画の期間	10年間 令和元年度（2019年度）から令和10年度（2028年度）
第3 無電柱化の推進に関する目標	<ol style="list-style-type: none"> <li>無電柱化を推進する路線の考え方  <b>【防災】</b> <ol style="list-style-type: none"> <li>緊急輸送道路1次路線かつDID区間</li> <li>風速28m/s以上の暴風を観測した地域の緊急輸送道路</li> <li>令和元年台風15号の倒木等により電柱、電線が被害を受けた緊急輸送道路</li> <li>防災拠点（市役所、市役所の支所・出張所、旧市町村役場、道の駅（防災拠点指定））へのアクセス道路</li> </ol> <b>【安全・円滑な交通確保】</b> <ol style="list-style-type: none"> <li>バリアフリー化の必要な特定道路</li> </ol> <b>【景観形成・観光振興】</b> <ol style="list-style-type: none"> <li>重要伝統的建造物群保存地区、日本遺産（北総四都市江戸紀行）</li> </ol> </li> <li>目標とする無電柱化整備延長           <ol style="list-style-type: none"> <li>優先整備区間（約83km）：事業着手し、無電柱化を図る。</li> <li>事業化推進区間（約151km）：計画期間の前半に合意形成し、事業着手し、一部工事完了を目指す。</li> </ol> </li> </ol>
第4 無電柱化の推進に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策	<ol style="list-style-type: none"> <li>コスト縮減・工期短縮等への取り組み           <ol style="list-style-type: none"> <li>管路の浅層化の適用</li> <li>電線共同溝方式以外の地中化による無電柱化</li> <li>裏配線方式・軒下配線方式による無電柱化</li> <li>新たな管路材料の採用</li> <li>小型ボックス方式や直接埋設方式の採用</li> <li>既存ストックの活用</li> <li>浸水被害を受けにくい整備</li> </ol> </li> <li>占用制度の運用</li> <li>占用料の減額措置</li> <li>関係者間の連携強化</li> </ol>
第5 その他	<ol style="list-style-type: none"> <li>広報・啓発活動</li> <li>無電柱化情報の共有</li> </ol>



### (3) 酒々井町における無電柱化の現状

町内では、現在、国道 51 号の一部及び町道 01-009 号線の一部が無電柱化されています。路線名や状況については、以下のとおりです。

表 3-3 酒々井町における無電柱化済み路線

番号	路線名	無電柱化の箇所	無電柱化の延長	無電柱化の方法
①	国道 51 号	上本佐倉地先	約 320m	電線共同溝方式
②	国道 51 号	酒々井地先	約 840m	電線共同溝方式
③	町道 01-009 号線	ふじき野地先	約 600m	裏配線方式

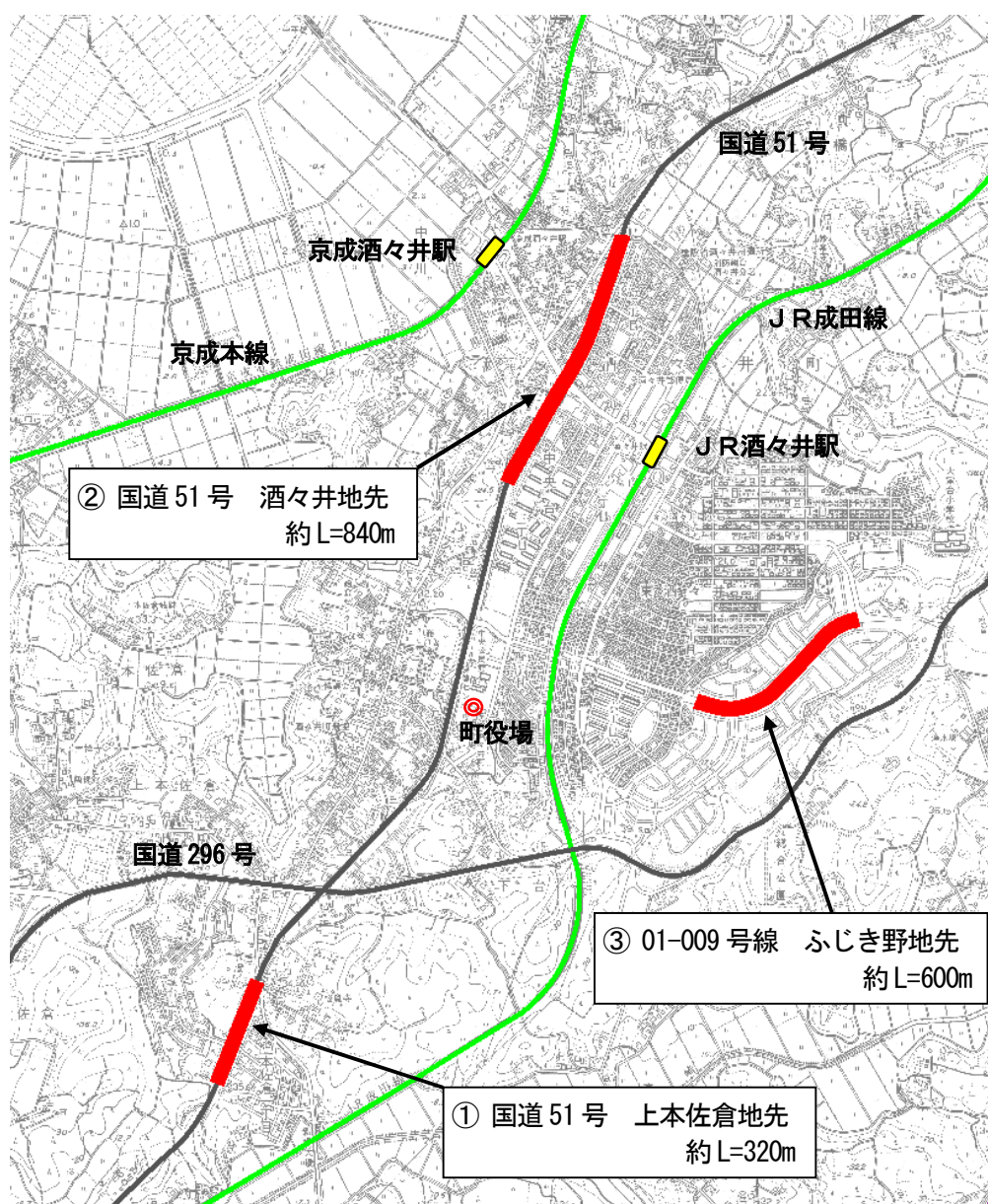


図 3-1 酒々井町における無電柱化済み路線

① 国道 51 号 上本佐倉地先



② 国道 51 号 酒々井地先



③ 町道 01-009 号線 ふじき野地先



図 3-2 酒々井町における無電柱化の状況

## (4) 無電柱化の課題

### ① 用地の確保

一般的な無電柱化の整備手法には、歩道下に電線類を收容する電線共同溝方式が用いられています。この方式ではこれまで、幅 2.5m 以上の歩道を必要としてきました。歩道幅員が 2.5m に満たない路線で整備を進めるためには、沿道の土地所有者から不足分の用地を取得する必要があります。用地取得費用の他、対象地に建物がある場合、建物の補償も発生するなど高額な費用が必要になります。さらに、所有者との交渉には、合意に至るまでに長い期間がかかります。

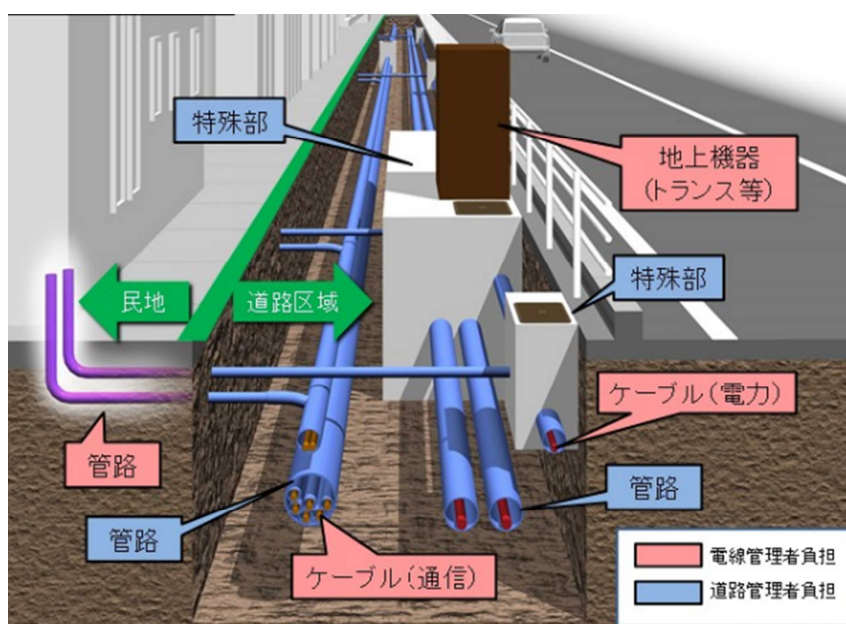


図 3-3 電線共同溝のイメージ

出典：国土交通省ホームページ

[http://www.mlit.go.jp/road/road/traffic/chicyuka/chi\\_19.html](http://www.mlit.go.jp/road/road/traffic/chicyuka/chi_19.html)

### ② 高額な整備費用

無電柱化の整備には、用地に係る費用の他に、通常の電柱整備による費用のおよそ 20 倍にあたる、1 km あたり約 5.3 億円という膨大な整備費用がかかります。これは、地中深くに電線共同溝を設ける整備費用と電線類を通す費用によるものです。この無電柱化に係る費用は道路管理者（行政）及び電線管理者（電気、通信事業者）が負担しており、将来にわたって続く厳しい財政状況の中、財源の確保が課題となっています。

### ③ 長期にわたる整備期間

無電柱化の整備には関係機関（電線管理者、埋設企業者、交通管理者）との調整や地域・沿道住民との合意に至るまでの期間、整備期間等を合わせて、延長 400m を整備するのに一般的に約 7 年を要します。このため、工事着工から整備完了までの長い期間にわたり、騒音や振動、通行止め等で、周辺環境に与える影響が大きいことも課題となっています。



図 3-4 電線共同溝の整備の流れ

出典：東京都建設局ホームページ

<https://www.kensetsu.metro.tokyo.lg.jp/jigyo/road/kanri/gaiyo/chichuka/mudentyuuka-4.html>

## 4. 無電柱化の推進に関する基本的な方針

### (1) 基本方針

本計画では、国及び千葉県の「無電柱化推進計画」を踏まえ、以下の3つの基本方針と2つの整備方針を定めます。

#### 基本方針1 【防災】災害に強い道路の整備

災害時の電柱の倒壊による道路閉塞を防ぎ、消火・救助・救急等の応急活動の円滑化を図ります。



阪神・淡路大震災



台風

図 4-1 大地震や台風による電柱倒壊の例

出典：国土交通省ホームページ

([https://www.mlit.go.jp/road/road/traffic/chicyuka/mokuteki\\_02.htm](https://www.mlit.go.jp/road/road/traffic/chicyuka/mokuteki_02.htm))

## 基本方針2 【安全・快適】安全で快適な通行空間の確保

歩道内の電柱をなくし、児童や高齢者等、だれもが安全・快適に利用できる歩行空間の確保を図ります。

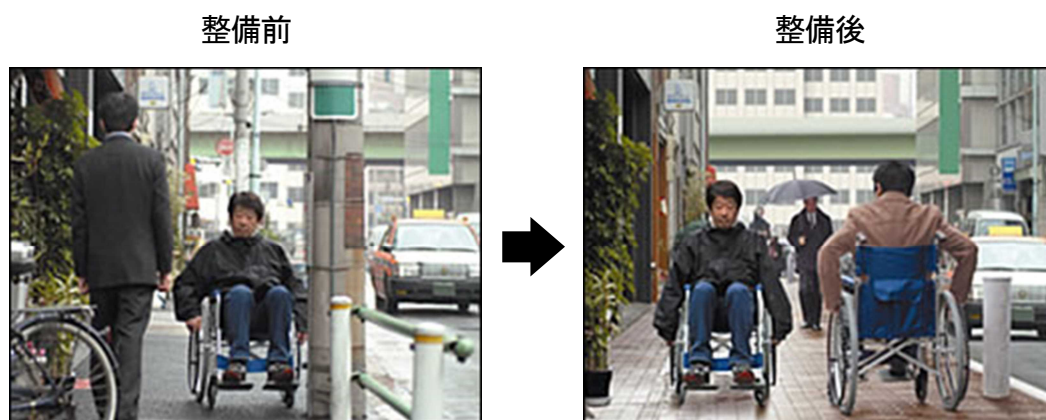


図4-2 無電柱化により通行空間が確保されたイメージ

出典：国土交通省ホームページ

([https://www.mlit.go.jp/road/road/traffic/chicyuka/mokuteki\\_02.htm](https://www.mlit.go.jp/road/road/traffic/chicyuka/mokuteki_02.htm))

## 基本方針3 【景観形成・観光振興】景観に配慮した良好な沿道環境の形成

視界を遮る電柱や電線をなくし、美しい街並みの創出を図ります。



図4-3 無電柱化により良好な景観が創出されたイメージ

出典：国土交通省ホームページ

([https://www.cbr.mlit.go.jp/joho\\_box/muden/images/shiryo/pamphlet.pdf](https://www.cbr.mlit.go.jp/joho_box/muden/images/shiryo/pamphlet.pdf))

## (2) 整備方針

### 整備方針1 電線共同溝方式を基本とした整備

電線共同溝方式による整備を基本とし、現道ではバリアフリー化との一体的な整備を行います

現時点で最も一般的な無電柱化の整備手法であること、「電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年3月施行）」により手続き等が明確化されていること、国の現行の補助制度で補助対象となることから、電線共同溝方式を基本として無電柱化を推進します。

また、現道において電線共同溝方式による無電柱化を実施する際には、歩行空間の安全性及び快適性の向上を図るため、バリアフリー化との一体的な整備を行います。

### 整備方針2 道路整備等と同時施行による整備

都市計画道路やバイパス道路、歩道整備を行う道路が無電柱化計画路線となった場合には、これらの事業に合わせて無電柱化を図ります

道路事業と同時に電線共同溝を整備することで、埋設物の支障移設や舗装復旧等にかかる工事を削減し、コストの縮減や工期の短縮を図ります。

## 5. 計画の期間

令和2年度（2020年度）から令和11年度（2029年度）までの10年間とします。

なお、本計画は、酒々井町総合計画等の上位計画や国及び千葉県の「無電柱化推進計画」の改定などに合わせて随時見直すものとし、継続的に無電柱化を推進します。



## 6. 無電柱化の推進に関する目標

### (1) 無電柱化計画路線

基本方針や町の財政状況等を鑑み、以下の路線を無電柱化計画路線とします。

表 6-1 無電柱化計画路線

番号	路線名	計画区間	延長	備考
①	町道 01-006 号線	全線（JR酒々井駅から京成酒々井駅まで）	約 640m	・都市再生整備計画に位置づけあり ・一部が町指定緊急輸送道路
②	町道 01-009 号線	国道 51 号から町道 02-008 号線まで	約 70m	・町指定緊急輸送道路
③	町道 02-008 号線	町道 01-006 号線から町道 02-009 号線まで	約 1,090m	・都市再生整備計画に位置づけあり ・一部が町指定緊急輸送道路 ・事業中路線
④	町道 02-009 号線	県道宗吾酒々井線から町道 02-008 号線まで	約 320m	・事業中路線

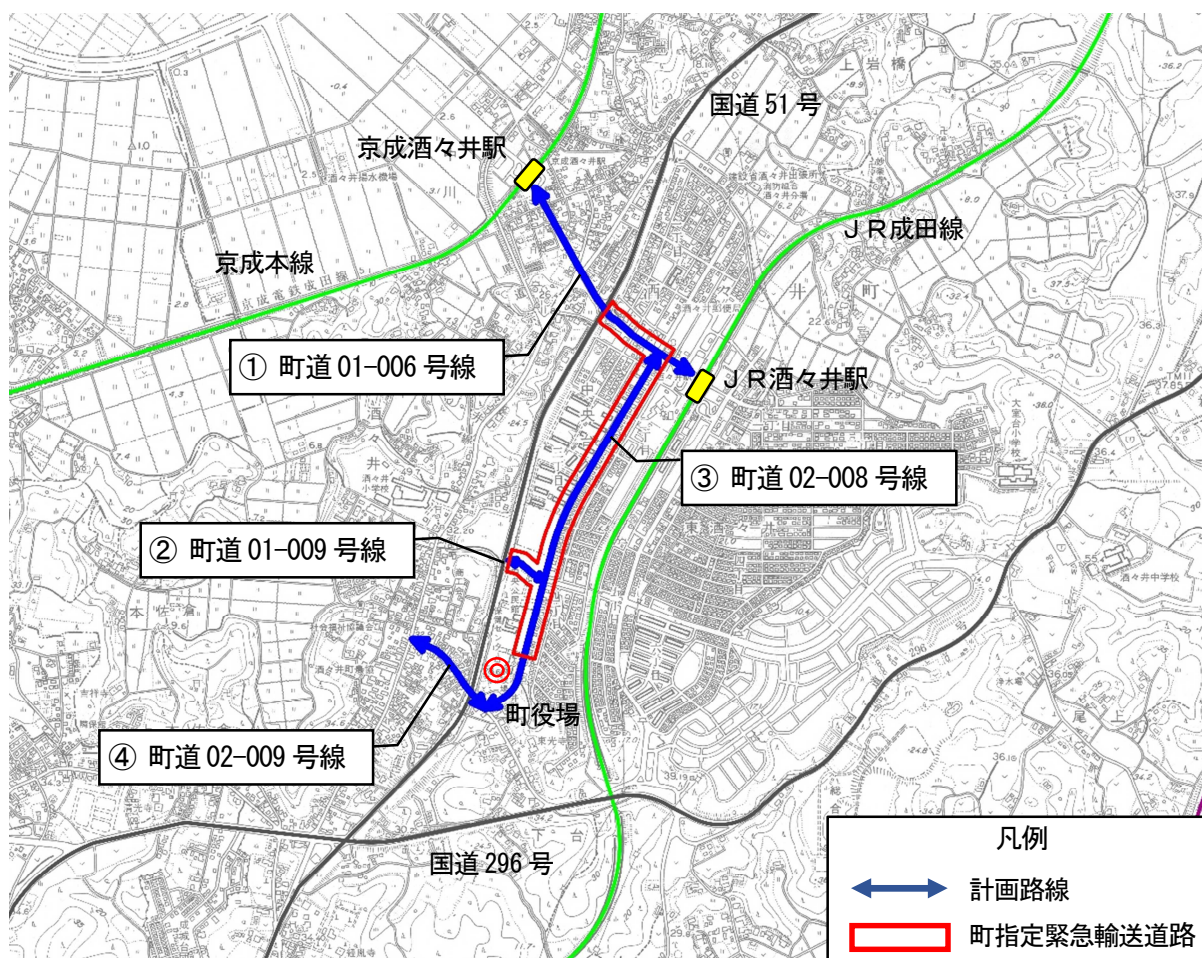
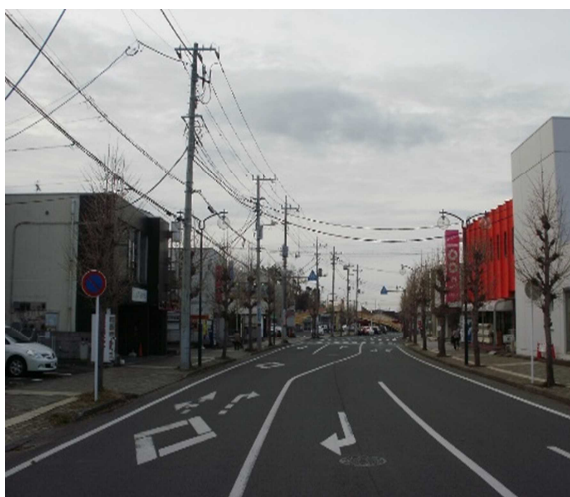


図 6-1 無電柱化計画路線

① 町道 01-006 号線



・町指定緊急輸送道路

② 町道 01-009 号線



・町指定緊急輸送道路

③ 町道 02-008 号線



・町指定緊急輸送道路  
・事業中路線

④ 町道 02-009 号線



・事業中路線

図 6-2 無電柱化計画路線の状況

## (2) 無電柱化の推進に関する目標

計画期間内に、以下の無電柱化の実施を目標とします。

目標 1 事業中の町道 02-009 号線の無電柱化の完了

目標 2 町指定緊急輸送道路の無電柱化の完了

## 7. 無電柱化の推進に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

### (1) コスト縮減・工期短縮等への取り組み

国、千葉県、電線管理者等と連携し、低コスト手法や新技術を積極的に導入・活用して、コスト縮減と工期短縮等を図ります。

#### ① 管路の浅層化の適用

管路の浅層化により、掘削範囲が削減され、コスト縮減と工期短縮に繋がります。

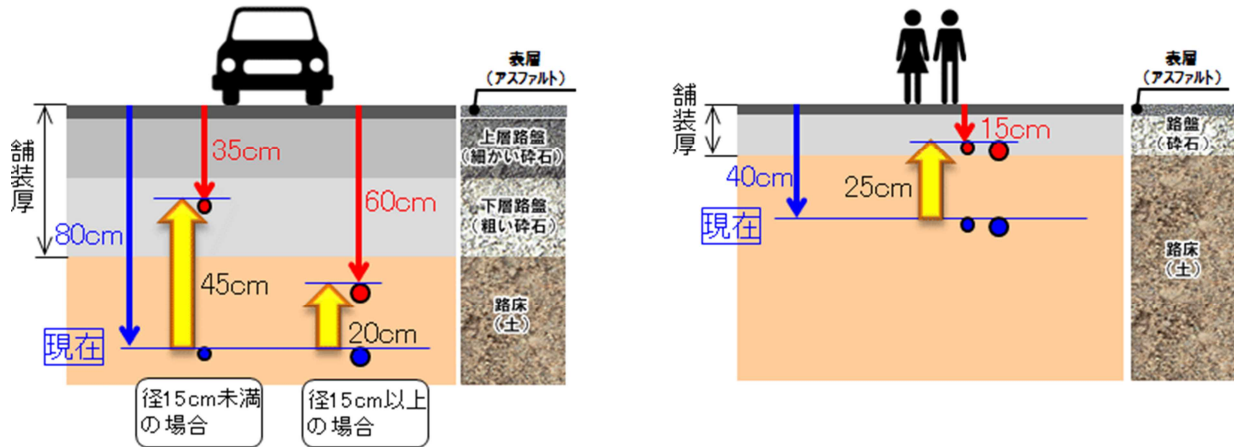


図 7-1 浅層化の適用

出典：国土交通省ホームページ

([http://www.mlit.go.jp/road/road/traffic/chicyuka/chi\\_17.html](http://www.mlit.go.jp/road/road/traffic/chicyuka/chi_17.html))

#### ② 電線共同溝方式以外の地中化による無電柱化

電線管理者による単独地中化方式や、要請者負担方式による無電柱化が実施される場合は、地域の合意形成等、無電柱化の円滑な実現のため、積極的に協力します。

#### ③ 裏配線方式・軒下配線方式による無電柱化

地域の方々の合意が得られる道路については、低コストでの無電柱化が実施可能な裏配線方式や軒下配線方式による整備を検討していきます。

#### ④ 新たな管路材料の採用

材料費の削減や施工性の向上により、コスト縮減を図ります。

#### ⑤ 小型ボックス方式や直接埋設方式の採用

管路の代わりに小型ボックスを活用し施設のコンパクト化を図ることや、道路敷地内へ直接、電力線や通信線等を埋設することについて検討します。

## ⑥ 既存ストックの活用

電線管理者等が既設の地中管路等を有する場合には、これらの既存ストックの活用が可能か検討し、効率的な無電柱化を実施します。

## ⑦ 浸水被害を受けにくい整備

洪水浸水想定区域内などで、地上機器が水没する恐れがある箇所では、想定される水深を考慮し、必要に応じて柱上変圧器を検討するなどし、浸水に対し被災しにくい対策を行います。

## (2) 占用制度の適切な運用

国及び千葉県が、防災の観点から緊急輸送道路において実施している新設電柱の占用を制限する措置について、町指定の緊急輸送道路における適用を、電柱設置者の意見も聞きながら検討していきます。

(参考)

千葉県では、道路法第37条に基づく「新たな電柱の道路占用」の原則禁止について占用の禁止区域に指定した対象道路（緊急輸送道路）で実施しています。

(平成31年4月施行)

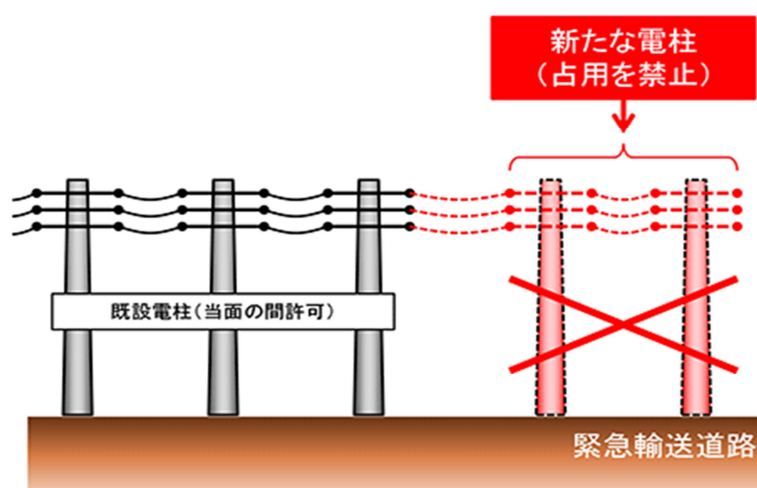


図 7-2 占用制限のイメージ

出典：国土交通省ホームページ

([http://www.mlit.go.jp/road/road/traffic/chicyuka/chi\\_17.html](http://www.mlit.go.jp/road/road/traffic/chicyuka/chi_17.html))

### **(3) 関係機関の連携の強化**

#### **① 推進体制**

道路管理者、電線管理者、地方公共団体及び地元関係者等からなる「千葉県無電柱化協議会」を活用し、無電柱化の対象区間の調整等、無電柱化の推進に係る調整を行います。

具体の無電柱化事業実施箇所においては、低コスト手法や軒下配線・裏配線を含む事業手法の選択、工事時期等の調整、地上機器の設置場所、引込設備の集約化等に関して、地域の合意形成を円滑化するため、必要に応じ、地元関係者や道路管理者、地方公共団体、電線管理者による地元協議会等を設置します。

#### **② 工事・設備の連携**

無電柱化を実施する際、工事関係者は道路工事調整会議等関係者が集まる会議等を活用し、相互に工事を調整してコスト、工期を縮減するとともに、民地への引込設備を集約するなどにより、効率的に整備するよう努めます。

道路事業等を実施する際、事業者である酒々井町は、電線管理者が新設電柱の設置の抑制、既設電柱の撤去を行うことができるよう、事業に関する情報を適切に共有するとともに、電線類を収容する空間、地上機器の設置場所、工事の時期等について電線管理者との調整に努めます。

同様に、ガスや水道の更新時等他の地下埋設物の工事の際に合わせて無電柱化を行うことも効率的であることから、工程等の調整を積極的に行います。

#### **③ 民地の活用**

道路空間に余裕が無い場合や良好な景観形成等の観点から道路上への地上機器の設置が望ましくない場合においては、地上機器の設置場所として、学校や公共施設等の公有地や公開空地等の民地の活用を、管理者の同意を得て進めます。

#### **④ 他事業との連携**

酒々井町は、無電柱化の実施に際し、地域の課題を踏まえ、交通安全事業など他の事業と連携して総合的、計画的に取り組むよう努めます。

## **8. 無電柱化に関する施策を総合的、計画的かつ迅速に推進するために必要な事項**

### **(1) 広報・啓発活動**

無電柱化の重要性に関する町民の理解と関心を深め、町民の協力が得られるよう、無電柱化に関する広報・啓発活動を行います。

### **(2) 無電柱化情報の共有**

国、千葉県、千葉県無電柱化協議会、無電柱化を推進する市区町村長の会などと連携し、無電柱化に関する情報収集に努めるとともに、酒々井町の取り組みについて国や他の地方公共団体との共有を図ります。

## 9. 参考資料

### (1) 無電柱化の推進に関する法律

無電柱化の推進に関する法律（平成二十八年法律第百十二号）

#### 第一章 総則

##### （目的）

第一条 この法律は、災害の防止、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観の形成等を図るため、無電柱化（電線を地下に埋設することその他の方法により、電柱（鉄道及び軌道の電柱を除く。以下同じ。）又は電線（電柱によって支持されるものに限る。第十三条を除き、以下同じ。）の道路上における設置を抑制し、及び道路上の電柱又は電線を撤去することをいう。以下同じ。）の推進に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、並びに無電柱化の推進に関する計画の策定その他の必要な事項を定めることにより、無電柱化の推進に関する施策を総合的、計画的かつ迅速に推進し、もって公共の福祉の確保並びに国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

##### （基本理念）

第二条 無電柱化の推進は、無電柱化の重要性に関する国民の理解と関心を深めつつ、行われるものとする。

- 2 無電柱化の推進は、国、地方公共団体及び第五条に規定する関係事業者の適切な役割分担の下に行われなければならない。
- 3 無電柱化の推進は、地域住民の意向を踏まえつつ、地域住民が誇りと愛着を持つことのできる地域社会の形成に資するよう行われなければならない。

##### （国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、無電柱化の推進に関する施策を総合的、計画的かつ迅速に策定し、及び実施する責務を有する。

##### （地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、第二条の基本理念にのっとり、無電柱化の推進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を総合的、計画的かつ迅速に策定し、及び実施する責務を有する。

##### （関係事業者の責務）

第五条 道路上の電柱又は電線の設置及び管理を行う事業者（以下「関係事業者」という。）は、第二条の基本理念にのっとり、電柱又は電線の道路上における設置の抑制及び道路上の電柱又は電線の撤去を行い、並びに国及び地方公共団体と連携して無電柱化の推進に資する技術の開発を行う責務を有する。

（国民の努力）

第六条 国民は、無電柱化の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、国又は地方公共団体が実施する無電柱化の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

## 第二章 無電柱化推進計画等

（無電柱化推進計画）

第七条 国土交通大臣は、無電柱化の推進に関する施策の総合的、計画的かつ迅速な推進を図るため、無電柱化の推進に関する計画（以下「無電柱化推進計画」という。）を定めなければならない。

2 無電柱化推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 無電柱化の推進に関する基本的な方針

二 無電柱化推進計画の期間

三 無電柱化の推進に関する目標

四 無電柱化の推進に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

五 前各号に掲げるもののほか、無電柱化の推進に関する施策を総合的、計画的かつ迅速に推進するために必要な事項

3 国土交通大臣は、情勢の推移により必要が生じたときは、無電柱化推進計画を変更するものとする。

4 国土交通大臣は、無電柱化推進計画を定め、又は変更しようとするときは、総務大臣、経済産業大臣その他の関係行政機関の長に協議するとともに、電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第九号に規定する一般送配電事業者及び同項第十三号に規定する特定送配電事業者（次条第三項において「関係電気事業者」という。）並びに電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第一百二十条第一項に規定する認定電気通信事業者（次条第三項において「関係電気通信事業者」という。）（道路上の電柱又は電線を設置し及び管理して同法第一百二十条第一項に規定する認定電気通信事業に係る電気通信役務を提供するものに限る。）の意見を聴かなければならない。

5 国土交通大臣は、無電柱化推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを



公表しなければならない。

(都道府県無電柱化推進計画等)

第八条 都道府県は、無電柱化推進計画を基本として、その都道府県の区域における無電柱化の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県無電柱化推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 市町村（特別区を含む。以下この条において同じ。）は、無電柱化推進計画（都道府県無電柱化推進計画が定められているときは、無電柱化推進計画及び都道府県無電柱化推進計画）を基本として、その市町村の区域における無電柱化の推進に関する施策についての計画（以下この条において「市町村無電柱化推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県無電柱化推進計画又は市町村無電柱化推進計画を定め、又は変更しようとするときは、関係電気事業者（その供給区域又は供給地点が当該都道府県又は市町村の区域内にあるものに限る。）及び関係電気通信事業者（当該都道府県又は市町村の区域内において道路上の電柱又は電線を設置し及び管理して電気通信事業法第二百十条第一項に規定する認定電気通信事業に係る電気通信役務を提供するものに限る。）の意見を聴くものとする。

4 都道府県又は市町村は、都道府県無電柱化推進計画又は市町村無電柱化推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

### 第三章 無電柱化の推進に関する施策

(国民の理解及び関心の増進)

第九条 国及び地方公共団体は、無電柱化の重要性に関する国民の理解と関心を深めるよう、無電柱化に関する広報活動及び啓発活動の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

(無電柱化の日)

第十条 国民の間に広く無電柱化の重要性についての理解と関心を深めるようにするため、無電柱化の日を設ける。

2 無電柱化の日は、十一月十日とする。

3 国及び地方公共団体は、無電柱化の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

(無電柱化が特に必要であると認められる道路の占用の禁止等)

第十一条 国及び地方公共団体は、災害の防止、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観の形成等を図るために無電柱化が特に必要であると認められる道路について、道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第三十七条第一項の規定による道路の占用の禁止又は制限その他無電柱化の推進のために必要な措置を講ずるものとする。

(電柱又は電線の設置の抑制及び撤去)

第十二条 関係事業者は、社会資本整備重点計画法(平成十五年法律第二十号)第二条第二項第一号に掲げる事業(道路の維持に関するものを除く。)、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第四条第七項に規定する市街地開発事業その他これらに類する事業が実施される場合には、これらの事業の状況を踏まえつつ、電柱又は電線を道路上において新たに設置しないようにするとともに、当該場合において、現に設置し及び管理する道路上の電柱又は電線の撤去を当該事業の実施と併せて行うことができるときは、当該電柱又は電線を撤去するものとする。

(調査研究、技術開発等の推進等)

第十三条 国、地方公共団体及び関係事業者は、電線を地下に埋設する簡便な方法その他の無電柱化の迅速な推進及び費用の縮減を図るための方策等に関する調査研究、技術開発等の推進及びその成果の普及に必要な措置を講ずるものとする。

(関係者相互の連携及び協力)

第十四条 国、地方公共団体、関係事業者その他の関係者は、無電柱化に関する工事(道路上の電柱又は電線以外の物件等に係る工事と一体的に行われるものを含む。)の効率的な施工等のため、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

(法制上の措置等)

第十五条 政府は、無電柱化の推進に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(無電柱化の費用の負担の在り方等)

2 無電柱化の費用は、無電柱化に係る事業の特性を踏まえた国、地方公共団体及び関係事業者の適切な役割分担の下、これらの者がその役割分担に応じて負担するものとする。とともに、政府は、第十三条に定めるもののほか、無電柱化を円滑かつ迅速に推進する

観点から、無電柱化の費用の縮減を図るための方策その他の国、地方公共団体及び関係事業者の負担を軽減するための方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(2) 無電柱化推進計画（国土交通省）

無電柱化推進計画について

〔 平成 3 0 年 4 月 6 日  
国土交通大臣決定 〕

無電柱化の推進に関する法律（平成 2 8 年法律第 1 1 2 号）第 7 条に規定する  
無電柱化推進計画を次のとおり定める。

# 無電柱化推進計画

## はじめに

わが国では、昭和 60 年代初頭から、電線類を地中へ埋設するなど無電柱化について計画的に取り組まれてきており、一定の整備が図られてきた。

しかしながらその水準は、欧米はもとよりアジアの主要都市と比較しても大きく立ち後れている状況である。全国には依然として約 3,600 万本の電柱が建っており、さらに毎年約 7 万本ずつ増加しているのが現状である。

これまで無電柱化は、防災性の向上、安全性・快適性の確保、良好な景観等の観点から実施してきたが、近年、災害の激甚化・頻発化、高齢者・障害者の増加、訪日外国人を始めとする観光需要の増加等により、その必要性が増している。

また、「無電柱化を推進する市区町村長の会」の発足や無電柱化条例の制定など、地方公共団体における無電柱化の取組が活発になっていることに加え、無電柱化の推進を目的とした民間団体が次々と設立されるなど、無電柱化を求める気運が高まっている。

一方で、長きに渡って電柱・電線に囲まれて生活してきた多くの国民にとっては、電柱・電線があるのが当たり前という感覚になってしまっていることも否定できないことから、無電柱化の重要性について国民の理解と関心を深めることが不可欠となっている。

こうした無電柱化をめぐる近年の情勢の変化を踏まえ、無電柱化の推進に関する法律（平成 28 年法律第 112 号。以下「無電柱化法」という。）が定められた。

本計画は、無電柱化法第 7 条の規定に基づき、無電柱化の推進に関する施策の総合的、計画的かつ迅速な推進を図るため定めるものである。

## 第1 無電柱化の推進に関する基本的な方針

### 1. 取り組み姿勢

諸外国に負けない我が国本来の美しさを取り戻し、安全で災害にもしなやかに対応できる「脱・電柱社会」を目指すため、以下の姿勢で無電柱化を推進する。

- 増え続ける電柱を減少に転じさせる歴史の転換期とする
- 事業と制度を両輪として無電柱化を推進する
- 国、地方公共団体、電線管理者、国民の密接な連携による推進を図る

### 2. 進め方

#### 1) 適切な役割分担による無電柱化の推進

国、地方公共団体及び電線管理者は、3)に掲げるような無電柱化が必要な道路において、無電柱化法に明記されたそれぞれの責務に基づき、適切な役割分担の下に無電柱化を推進する。

国及び地方公共団体の道路管理者は、道路及び沿道の利用状況等を踏まえ道路の掘り返しの抑制が特に必要な区間において、電線共同溝等の整備を進める。

電線管理者は、これまでも電線共同溝以外の手法も活用していることや、諸外国においては自ら主体となって無電柱化や技術開発を行っていること等も踏まえ、国及び地方公共団体と連携して迅速化、コスト縮減等に資する技術開発を進めつつ、様々な手法を活用しながら、自らも無電柱化を進める。

道路事業（道路の維持に関するものを除く。）や市街地開発事業その他これらに類する事業（以下「道路事業等」という。）が実施される場合には、電線管理者は、道路事業等の状況を踏まえつつ新設電柱の道路上への設置を抑制するとともに、当該道路事業等の実施と併せて行うことができるときは、既設電柱の撤去を行う。

上記の他、個別の要請により要請者の負担で無電柱化が実施される場合についても、国、地方公共団体及び電線管理者は必要な協力を行う。

#### 2) 国民の理解・関心の増進、地域住民の意向の反映

国、地方公共団体及び電線管理者は、無電柱化の重要性に関する国民の理解

と関心を深めつつ、無電柱化を推進する。また、道路利用者であり、かつ電線によってもたらされるサービスの利用者である地域住民の意向を踏まえつつ、地域住民が誇りと愛着を持つことのできる地域社会の形成に資するよう留意して推進する。

### 3) 無電柱化の対象道路

国、地方公共団体及び電線管理者は、重点的に無電柱化を進める対象として、以下のような道路において、優先的に無電柱化を実施する。ただし、これらの道路以外の道路では無電柱化を実施しないということではなく、地域ニーズに応じて必要な無電柱化は着実に実施する。

対象道路の選定に当たっては、地域防災計画や国土強靱化地域計画、通学路交通安全プログラム、景観計画等関係する様々な計画を踏まえ、それらの計画の実施にも資するよう留意する。

なお、具体の無電柱化実施区間については、地方ブロック無電柱化協議会等において地域の実情を踏まえ調整する。

#### ① 防災

緊急輸送道路や避難所へのアクセス道、避難路等災害の被害の拡大の防止を図るために必要な道路の無電柱化を推進する。特に市街地内のこれらの道路においては、人口密度とともに電柱・電線の密度が高く、より被害が甚大となりやすいため早急に無電柱化を推進する。

#### ② 安全・円滑な交通確保

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく特定道路や移動等円滑化基本構想に位置付けられた生活関連経路その他駅周辺等の高齢者、障害者等の歩行者の多いバリアフリー化が必要な道路、人通りの多い商店街等、学校周辺の通学路、歩行者が路側帯内にある電柱を避けて車道にはみ出すような道路、車道の建築限界内に電柱が設置されている道路等安全かつ円滑な交通の確保のために必要な道路の無電柱化を推進する。

#### ③ 景観形成・観光振興

世界遺産・日本遺産等の周辺や重要伝統建造物群保存地区、景観法、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律、景観条例等に位置づけら

れた地域、エコパーク・ジオパークその他著名な観光地における良好な景観の形成や観光振興のために必要な道路の無電柱化を推進する。

#### ④ オリンピック・パラリンピック関連

2020年に東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会が開催され、わが国の風景や街並の映像が世界に発信される機会が増加することが見込まれることから、センター・コア・エリア内の道路の無電柱化を推進する。

### 4) 無電柱化の手法

無電柱化は、1)に掲げた役割分担の下、地域の実情に応じ、以下の手法により実施する。

#### ① 地中化方式

##### a) 電線共同溝方式

電線共同溝の整備等に関する特別措置法に基づき、道路管理者が電線共同溝を整備し、電線管理者が電線、地上機器を整備する方式。

##### b) 自治体管路方式

管路設備を地方公共団体が整備し、残りを電線管理者が整備する方式。

##### c) 要請者負担方式

要請者が整備する方式。

##### d) 単独地中化方式

電線管理者が整備する方式。

なお、地上機器の設置により、十分な歩道幅員の確保が困難である場合等には、地域の実情に応じて柱状型機器の活用も検討する。

#### ② 地中化方式以外の手法

##### a) 軒下配線方式

建物の軒等を活用して電線類の配線を行う方式。

##### b) 裏配線方式

表通りの無電柱化を行うため、裏通り等へ電柱、電線等に移設する方式。



以上の整備手法により無電柱化を実施する場合の費用については、それぞれの整備主体の負担とする。ただし、軒下配線方式又は裏配線方式を移設補償として行う場合は、道路管理者が負担する。

## 第2 無電柱化推進計画の期間

2018年度から2020年度までの3年間とする。

## 第3 無電柱化の推進に関する目標

近年の無電柱化手法は、その大半が電線共同溝方式となっており、他の手法がほとんど行われなくなっているが、電線共同溝方式は整備コストが高いこと等が課題となっており、無電柱化延長がピーク時に比べて大幅に低下している。

しかし、無電柱化の必要性はますます高まっていることや、無電柱化法を受けた初の法定計画であることの意義を踏まえると、これまでにない高い目標を掲げることが求められる。

一方で、やみくもに実施延長という数字を求めるのではなく、無電柱化の必要性の高い区間から重点的に無電柱化していくことが重要である。そこで、以下のとおり無電柱化の必要性の高い代表的な区間について無電柱化率の目標を定め、その進捗・達成状況の確認に活用する。なお、以下の指標に該当しない区間においても、地域ニーズに応じて必要な無電柱化は着実に実施する。

	[無電柱化率*1]
① 防災	
・都市部（D I D）内の第1次緊急輸送道路	34%→42%
② 安全・円滑な交通確保	
・バリアフリー化の必要な特定道路	15%→51%
③ 景観形成・観光振興	
・世界文化遺産周辺の地区を代表する道路	37%→79%
・重要伝統的建造物群保存地区を代表する道路	26%→74%
・景観法に基づく景観地区等を代表する道路	56%→70%
④ オリンピック・パラリンピック関連	

・センター・コア・エリア内の幹線道路<sup>※2</sup> 92%→完了  
(現況の無電柱化率は2016年度末現在)

なお、以上の目標を達成するためには、約1,400kmの無電柱化が必要となる。

※1 無電柱化率：無電柱化済み又は無電柱化の工事に着手済みの延長の割合。

※2 おおむね首都高速中央環状線の内側のエリア内の直轄国道及び都市計画道路として完成した補助国道・都道。ここでの無電柱化率は、電線共同溝の工事が完了した延長の割合。

## 第4 無電柱化の推進に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

無電柱化の着実な推進を図るため、第1に示した基本的な方針の下、以下の様々な具体施策を総合的かつ計画的に講ずる。

### 1. 多様な整備手法の活用、コスト縮減の促進

#### 1) 多様な整備手法の活用

効率的に無電柱化を推進するため、地中化以外の手法である軒下配線や裏配線も含め、地域の協力を得て推進する。このため、これまでの事例を踏まえて合意形成の課題を整理し、円滑に合意形成を図る方法や仕組みの確立を目指して検討を進め、普及促進を図る。

地中化により無電柱化を実施する場合は、收容する電線類の量や地域における需要変動の見込み、道路交通の状況、既設埋設物の状況等に応じ、メンテナンスを含めたトータルコストにも留意しつつ、低コスト手法である浅層埋設方式や小型ボックス活用埋設方式、直接埋設方式の採用によるコスト縮減を図る。

電線管理者等が既設の地中管路等を有する場合には、これらの既存ストックの活用が可能か検討し、効率的に無電柱化を実現する。

国及び地方公共団体は、民間の技術・ノウハウや資金を活用するとともに、地方公共団体の財政負担の平準化にも資するPFI手法の採用を進める。

#### 2) 低コスト手法の普及拡大

国は、浅層埋設方式及び小型ボックス活用埋設方式について普及を促進する。また、国、地方公共団体及び電線管理者が連携して直接埋設方式の技術開発を進め、早急な実用化、普及を図る。その際、浅層埋設や直接埋設した電線を他

の事業者が毀損することを防ぐため、地下埋設物の位置情報の整備や、地中における明示方法について検討する。

### 3) 機器のコンパクト化・低コスト化等技術開発の促進

電線管理者は、国及び地方公共団体と連携し地上機器や特殊部のコンパクト化・低コスト化、照明柱に設置される柱状トランスの更なるコンパクト化・一体化・低コスト化の技術開発を進めるとともに、必要に応じ、地域の状況に応じた地上機器の大きさや形状、設置場所について工夫を検討する。

国、地方公共団体及び電線管理者は、昼間工事の拡大、仮埋め戻しが不要又は低コストとなるよう施工方法や仮設の工夫を検討する。

民間の開発者と連携して技術開発を促進するとともに、「新技術情報提供システム(NETIS)」の活用等により、新技術を積極的に活用する。

### 4) 技術情報の共有

国は、無電柱化を実施したことの無い地方公共団体や電線管理者に対して、ノウハウを普及するため、マニュアルの周知や研修等を実施する。

## 2. 財政的措置

### 1) 税制措置

現在、電線管理者が緊急輸送道路において無電柱化を行う際に、新たに取得した電線等に係る固定資産税を減免する特例措置が講じられているが、国は本措置の効果を検証し、2019年度以降の措置のあり方について検討する。

### 2) 占用料の減額

国は、直轄国道において、道路の上空に設置されている電線を撤去し道路の地下に埋設するために設置した電線、電線が上空に設置されていない道路の地中に設置した電線等について占用料の減額措置を実施するとともに、地方公共団体にも周知し、同様の減額措置の普及を促進する。

### 3) 予算措置

国は緊急輸送道路等における無電柱化を対象として防災・安全交付金による重点的な支援を行うとともに、無電柱化の迅速な推進や費用の縮減を図るため

の方策等に関する調査のため、占用制限や占用料の見直し、官民連携の具体的な手法について検討しつつ、社会資本整備総合交付金等を活用して、道路事業に合わせて電線管理者が行う無電柱化を支援する。

また、国、地方公共団体及び電線管理者は、道路法第37条に基づく新設電柱の占用を禁止している区間について、電線敷設工事資金貸付金制度を活用して無電柱化を推進する。

### 3. 占用制度の的確な運用

#### 1) 占用制限制度の適用

国は、防災の観点から、直轄国道や一部の地方公共団体が管理する緊急輸送道路において実施されている、新設電柱の占用を制限する措置について、未実施の地方公共団体へ普及を促進する。また、このような新設電柱に係る占用制限措置を安全・円滑な交通確保の観点からも講じることを検討し、措置を講じる。

既設電柱の占用制限について、現に電柱等の道路占用を行っているという電線管理者及び電線によってもたらされるサービスの利用者の既存の利益・期待等にも十分に配慮しつつ、具体的な措置について検討し、措置を講じる。

#### 2) 無電柱化法第12条による新設電柱の抑制等

国は、道路事業の実施に際し、新設電柱等の設置抑制や、可能な場合には、既設の電柱等の撤去を併せて行うことを規定している無電柱化法第12条を的確に運用するため、現場の実態を踏まえて具体的な運用方針を策定する。また、その実効性を占用制度の枠内で担保するための道路法令の改正を検討する。

#### 3) 外部不経済を反映した占用料の見直し

日本では戦後の急激な経済成長に対応するため、道路上に多数の電柱等の占用物件が建設されており、外部不経済をもたらす場合がある。国は、それを反映した占用料の見直しを検討する。その際、消費者にとって過度な負担が生じることとならないよう留意するとともに、電柱以外の占用物件との均衡等にも十分に配慮する。

## 4. 関係者間の連携の強化

### 1) 推進体制

道路管理者、電線管理者、地方公共団体及び地元関係者等からなる地方ブロック無電柱化協議会及び都道府県部会を活用し、無電柱化の対象区間の調整等無電柱化の推進に係る調整を行う。その際、地方ブロック無電柱化協議会等に参加していない中小電線管理者等の意見を適切に聴取するよう努める。

具体の無電柱化事業実施箇所においては、低コスト手法や軒下配線・裏配線を含む事業手法の選択、工事時期等の調整、地上機器の設置場所、引込設備の集約化等に関して、地域の合意形成を円滑化するため、必要に応じ、地元関係者や道路管理者、地方公共団体、電線管理者による地元協議会等を設置する。

### 2) 工事・設備の連携

無電柱化を実施する際、工事関係者は道路工事調整会議等関係者が集まる会議等を活用し、相互に工事を調整してコスト、工期を縮減するとともに、民地への引込設備を集約するなどにより、効率的に整備するよう努める。

道路事業等を実施する際、当該事業の事業者は、電線管理者が新設電柱の設置の抑制、既設電柱の撤去を行うことができるよう、事業に関する情報を適切に共有するとともに、電線類を収容する空間、地上機器の設置場所、工事の時期等について電線管理者との調整に努める。

同様に、ガスや水道の更新時等他の地下埋設物の工事の際に合わせて無電柱化を行うことも効率的であることから、工程等の調整を積極的に行う。

### 3) 民地の活用

道路空間に余裕が無い場合や良好な景観形成等の観点から道路上への地上機器の設置が望ましくない場合においては、地上機器の設置場所として、学校や公共施設等の公有地や公開空地等の民地の活用を、管理者の同意を得て進める。

### 4) 他事業との連携

国及び地方公共団体は、無電柱化の実施に際し、地域の課題を踏まえ、交通安全事業など他の事業と連携して総合的、計画的に取り組むよう努める。

## 第5 施策を総合的、計画的かつ迅速に推進するために必要な事項

### 1. 広報・啓発活動

国及び地方公共団体は、無電柱化の重要性に関する国民の理解と関心を深め、無電柱化に国民の協力が得られるよう、「無電柱化の日」を活かしたイベントを実施するなど、無電柱化に関する広報・啓発活動を積極的に行う。

また、無電柱化の効果について、実例の収集・分析等を進め、理解を広げるとともに、無電柱化のコストや工事への理解・協力を促進するよう努める。

### 2. 地方公共団体への技術的支援

国は、地方公共団体での取組と国民の理解・協力を促進するため、地方公共団体に対し、地域のニーズに応じた条例の制定や、都道府県無電柱化推進計画及び市町村無電柱化推進計画の策定を推奨し、必要な技術的支援を積極的に行う。

(3) 千葉県無電柱化推進計画

# 千葉県無電柱化推進計画

令和2年3月

千 葉 県

## 目 次

第1. 無電柱化の推進に関する基本的な方針	1
第2. 計画の期間	1
第3. 無電柱化の推進に関する目標	2
1. 無電柱化を推進する路線の考え方	2
2. 目標とする無電柱化整備延長	3
第4. 無電柱化の推進に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策	4
1. コスト縮減・工期短縮等への取り組み	4
2. 占用制度の運用	4
3. 占用料の減額措置	5
4. 関係者間の連携強化	5
第5. その他	5
1. 広報・啓発活動	5
2. 無電柱化情報の共有	5



## 第1．無電柱化の推進に関する基本的な方針

無電柱化の推進に関する法律の理念を踏まえ、関係者との連携の下、以下のとおり基本方針を定め、無電柱化を推進する。

### 1. 【防災】人々が安心して住める災害に強い道路の整備

災害時における安全な避難や迅速な救助活動を行うため、緊急輸送道路および防災拠点へのアクセス道路の無電柱化を推進。

### 2. 【安全・円滑な交通確保】高齢者や車椅子にやさしい安全で快適な通行空間の確保

バリアフリー重点整備地区および駅周辺や地域拠点周辺での、安全・円滑な交通確保が必要な道路の無電柱化を推進。

### 3. 【景観形成・観光振興】景観に配慮した良好な沿道環境の形成

重要伝統的建造物群保存地区をはじめとした主要な観光地において、地域と共生したまちづくりや観光振興に必要な道路の無電柱化を推進。

## 第2．計画の期間

令和元年度から令和10年度までの10年間とする。

### 第3. 無電柱化の推進に関する目標

#### 1. 無電柱化を推進する路線の考え方

「防災」、「安全・円滑な交通確保」、「景観形成・観光振興」の基本方針に合致する以下の6項目に該当する路線について無電柱化を推進する整備対象区間とする。

##### 【防災】① 緊急輸送道路1次路線かつD I D区間

② 風速28m/s以上の暴風を観測した地域の緊急輸送道路

③ 令和元年房総半島台風の倒木等により電柱、電線が被害を受けた緊急輸送道路

④ 防災拠点（市役所、市役所の支所・出張所、旧市町村役場、道の駅（防災拠点指定））へのアクセス道路

##### 【安全・円滑な交通確保】

⑤ バリアフリー化の必要な特定道路

- ・高齢者、障害者等の移動の円滑化の促進に関する法律に基づく特定道路
- ・移動等円滑化基本構想に位置付けられた生活関連経路
- ・その他駅周辺等の高齢者、障害者等の歩行者の多いバリアフリー化が必要な道路。

##### 【景観形成・観光振興】

⑥ 重要伝統的建造物群保存地区、日本遺産（北総四都市江戸紀行）

## 2. 目標とする無電柱化整備延長

基本方針に基づき、整備対象区間のうち、10年間で優先整備区間の約83kmについて事業着手し、無電柱化を図る。また、事業化推進区間として抽出した約151kmについて計画期間の前半に合意形成し、事業着手、一部工事完了を目指す。

- (1) 優先整備区間：電線管理者と工法、着手時期について協議が整っており、電線共同溝方式により事業を実施して行く区間。
- (2) 事業化推進区間：令和元年房総半島台風の被災を踏まえ、防災拠点から半径500mおよび倒木により電柱、電線が被害を受けた区間について、工法や着手時期等、電線管理者と協議が未了であるが、電線共同溝方式以外の方式も活用、無電柱化を推進する区間。

表 優先整備区間及び事業化推進区間の目標とする無電柱化整備区間延長

(整備対象区間延長：県管理道路の上下線延長)

種別	区分	整備対象区間延長	無電柱化済整備区間延長	優先整備区間延長	事業化推進区間延長
防災	① 緊急輸送道路1次路線かつDID区間	約280km	約9km	約34km	約28km
	② 風速28m/s以上の暴風を観測した地域の緊急輸送道路	約895km	約4km	約17km	約20km
	③ 令和元年房総半島台風の倒木等により電柱、電線が被害を受けた緊急輸送道路	約124km	約0km	0km	約6km
	④ 防災拠点へのアクセス道路	約117km	0km	約20km	約97km
安全	⑤ バリアフリー化の必要な特定道路	約15km	約4km	約4km	約0km
景観	⑥重要伝統的建造物群保存地区、日本遺産（北総四都市江戸紀行）	約8km	0km	約8km	0km
	合計	約1,439km	約17km	約83km	約151km

## 第4. 無電柱化の推進に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

### 1. コスト縮減・工期短縮等への取り組み

国や電線管理者等と連携し、低コスト手法や新技術を積極的に導入・活用して、コスト縮減と工期短縮等を図る。

#### (1) 管路の浅層化の適用

管路の浅層化により、掘削範囲の削減。

#### (2) 電線共同溝方式以外の地中化による無電柱化

電線管理者による単独地中化方式や、要請者負担方式による無電柱化が実施される場合は、地域の合意形成等、無電柱化の円滑な実現のため、積極的な協力。

#### (3) 裏配線方式・軒下配線方式による無電柱化

低コストでの無電柱化が実施可能な、裏配線方式や軒下配線方式による整備の検討。

#### (4) 新たな管路材料の採用

材料費の削減や施工性の向上を図る。

#### (5) 小型ボックス方式や直接埋設方式の採用

管路の代わりに小型ボックスを活用し管路のコンパクト化を図る。道路敷地内へ直接、電力線や通信線等を埋設することについて検討。

#### (6) 既存ストックの活用

設計区間に既存の設備がある場合、道路管理者と該当施設所有者との協議の上、電線共同溝の適用を検討する。

#### (7) 浸水被害を受けにくい整備

洪水浸水想定区域内などで、地上機器が水没する恐れがある箇所では、想定される水深を考慮し、柱上変圧器を検討するなどし、浸水に対し被災しにくい対策を行う。

### 2. 占用制度の運用

国が、防災の観点から緊急輸送道路において実施している、新設電柱の占用を制限する措置について、千葉県は緊急輸送道路においても実施している（平成31年4月施行）。

### 3. 占用料の減額措置

無電柱化をより一層推進するため、道路の地下に設置した電線等を対象とした占用料について、減額措置を実施している（平成23年9月施行）。

その他、必要に応じて占用制限等に関する措置を検討する。

### 4. 関係者間の連携強化

道路管理者、電線管理者等からなる無電柱化協議会などを活用して、無電柱化の対象区間に関する合意形成等、無電柱化を円滑に推進するための調整を行う。

また、道路空間に余裕が無く道路区域内での無電柱化が困難な場合においては、関係機関や地元住民の協力を得て、学校や公共施設等の公有地や民地を活用した整備方法を検討し、無電柱化の推進を図る。

## 第5. その他

### 1. 広報・啓発活動

無電柱化の重要性に関する県民の理解と関心を深め、無電柱化に県民の協力が得られるよう、無電柱化に関する広報・啓発活動を行う。

### 2. 無電柱化情報の共有

無電柱化に関する情報収集に努めるとともに、本県の取組について国や市町村および電線管理者との共有を図る。